

令和5年2月6日開催

第11回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和3年度 第7回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和4年2月6日(月)
2. 開催時刻 開 刻 13時30分
閉 刻 13時40分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 16人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委 員	1番	梶田	政實
委 員	2番	佐藤	克哉
委 員	3番	菅井	誠
委 員	4番	笹原	仁
委 員	5番	西	美紀
委 員	6番	菅井	美德
委 員	7番	林	秀和
委 員	9番	岡田	一司
委 員	11番	大河原	正一
委 員	12番	大村	明
委 員	13番	須藤	智弘
委 員	14番	西原	弘子
委 員	15番	原田喜一郎	
委 員	16番	早川	剛司

5. 欠席委員 2人

委 員	8番	鈴木	和弘
委 員	10番	石山	幸一

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	2番	佐藤	克哉
委 員	16番	早川	剛司

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地・農業振興担当係長 原 吉生

第3

議案第1号 農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬	淳次
農地・農業振興担当係長	原	吉生

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された令和4年度第11回(R4.2.6)遠軽町

農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員16名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、2番 佐藤委員、16番 早川委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆ 諸般の報告

1. R5. 1. 6 (金) 13:30～
第10回農業委員会総会
2. R5. 1. 12 (水) 13:30～
農業者年金協議会代議員研修会【北見市】
新国会長、石丸委員、大河原委員、事務局長出席
3. R5. 1. 17～18 (火・水) 13:30～
オホーツク管内農業委員会会長・事務局長研修会【北見市】
新国会長、事務局長出席
4. R5. 1. 18～20 (水～金) 13:30～【札幌市】
農業委員会サポートシステム等操作研修会
菅原主事補出席
5. R5. 1. 24 (火) 19:00～
農業委員会新年会
新国会長外12名出席

◆ 今後の予定

1. R5. 3. 6 (月)
第12回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第5条（所有権移転）の規定による許可

申請について」の1件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第5条（所有権移転）の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 申請人の住所氏名

譲渡人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

譲受人－北見市●●●

●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿－畑・現況は畑」・面積（㎡）「637」

3 申請の理由

譲渡人 － 譲受人の要望により譲渡したい

譲受人 － 認定こども園●●●園舎新築のため

4 施設の概要

名称「園舎」・棟数「1」・面積（㎡）「979.258」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農地を幼稚園園舎に転用するものでございます。農地区分は、第3種農地と判断されます。転用についてはやむを得ないと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。

整理番号55～56は所有権移転でございます。

整理番号55、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「4筆合計 107,728」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R5.2.15」・支払期限「R5.3.31」・金額(円)「全筆4,300,000」・支払方法「指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号56、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿畑、現況は畑」・面積(m²)「1筆合計5,685」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R5.2.15」・支払期限「R5.2.28」・金額(円)「全筆112,000」・支払方法「指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、あっせんの申出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番号55」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 これより、議案第2号「整理番号56」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和4年度第11回農業委員会総会を閉会します。